

規制・行政手続見直しワーキング・グループ 運営要領（案）

規制・行政手続見直しワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の運営については、「規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催について」（平成 28 年 5 月 20 日対日直接投資推進会議決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. ワーキング・グループは、原則として非公開とする。
2. ワーキング・グループの配布資料及び議事概要は、原則として公表する。
ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、ワーキング・グループに関し必要な事項は座長が定める。